

## 平成23年度 第7回人事委員会会議結果

### 1 開催日時

平成23年8月26日（金）午前10時～11時15分

### 2 開催場所

人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

### 3 出席者

#### 【人事委員】

委員長	曾我紀厚
委員	中原都
委員	荒濱健太郎

#### 【事務局職員】

事務局長	西山秀雄	次長	加賀田啓
任用課長	山添久	給与課長	稲田将
副主幹	懸樋順一	副主幹	新高謙一
副主幹	遠藤公亮		

【傍聴者】 なし

### 4 議題

委員長の選挙及び委員長職務代理者の指定について  
会議出席者及び議事録作成者の指定について

議案第1号 平成23年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度）の採用候補者の決定及び採用候補者名簿の確定について

議案第2号 平成23年度鳥取県職員採用試験（民間企業等経験者対象）の採用候補者の決定について

議案第3号 解雇予告の除外認定について

議案第4号 職務に専念する義務の免除について

### 5 議事の公開・非公開

議案第4号を公開とし、議案第1号から第3号までを非公開とした。

### 6 議事

1 委員長の選挙及び委員長職務代理者の指定について

曾我委員の委員長任期が平成23年8月18日で満了したため、新委員長の選挙及び委員長職務代理者の指定を行った。

委員互選の結果、曾我委員の委員長再任と決定した。

続いて、曾我委員長が中原委員を委員長職務代理者に指定した。

2 会議出席者及び議事録作成者の指定について

人事委員会の会議出席者及び議事録作成者として、曾我委員長が次の者を指定した。

① 鳥取県人事委員会議事規則第5条に定める委員長の指定する会議出席者  
山添任用課長、稲田給与課長、懸樋副主幹、新高副主幹、遠藤副主幹

② 同規則第7条に定める委員長の指定する議事録作成者  
山添任用課長

3 議案第1号

平成23年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度）の採用候補者の決定及び採用候補者名簿の確定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

① 実施結果

受験者数等

職 種	採用予 定者数	申込者数	第1次試験 受験者数 (A)	第1次 試験合 格者数	第2次試験 受験者数	採用候補 者数 (B)	受験 競争率 (A/ B)
事務（一般コース）	名程度 20	名 529（1 93）	名 348（1 19）	名 48 （1 0）	名 45（10）	名 20 （5）	倍 17.4
事務（環境コース）	1	10（ 1）	10（ 1）	2（ 1）	2（1）	1（0）	10.0
社会福祉（福祉コース）	1	31（2 1）	22（1 4）	4（ 1）	4（1）	1（0）	22.0
総合化学（一般コース）	2	26（ 6）	15（ 3）	5（ 0）	5（0）	2（0）	7.5
総合化学（食品化学コース）	1	16（ 9）	13（ 8）	4（ 2）	4（2）	1（1）	13.0
薬剤師（公衆衛生コース）	1	3（0）	3（0）	3（ 0）	3（0）	1（0）	3.0
薬剤師（調剤コース）	2	5（4）	5（4）	4（ 3）	3（2）	2（2）	2.5
保健師	1	9（8）	8（7）	5（ 4）	5（4）	1（1）	8.0
農業	7	61（2 6）	42（1 8）	15（ 5）	15（5）	7（2）	6.0
林業	5	20（ 7）	15（ 4）	11（ 4）	10（3）	5（2）	3.0
土木	12	42（ 4）	33（ 4）	21（ 2）	19（2）	12（ 2）	2.8

建築	1	10 (3)	6 (1)	5 (1)	4 (1)	1 (0)	6.0
機械	1	10 (0)	7 (0)	3 (0)	3 (0)	1 (0)	7.0
獣医師	3	4 (2)	4 (2)	3 (1)	3 (1)	3 (1)	1.3
計	58	776 (284)	531 (185)	133 (34)	125 (32)	58 (16)	9.2

※ 採用予定者数は、平成23年8月26日時点のもの。

※ 表中の ( ) は女性の内数。

## ② 試験日程

第1次試験	試験日	6月26日(日)
	試験会場	鳥取会場：鳥取大学共通教育棟 米子会場：鳥取大学医学部講義・実習棟 東京会場：国土館大学世田谷校舎6号館 大阪会場：大阪経済大学B館
	試験種目	教養試験(多肢選択式)、専門試験(多肢選択式及び記述式)、論文試験、適性検査
	合格者発表日	7月11日(月)
第2次試験	試験日	8月1日(月)～8月12日(金)のうち指定する1日 (ただし、土日を除く)
	試験会場	県庁会議室
	試験種目	人物試験(集団討論及び個別面接)
	採用候補者発表日	8月26日(金)

## ③ 採用予定時期 平成24年4月1日

※欠員等の状況によっては、それ以前に採用されることもある。

## 4 議案第2号

平成23年度鳥取県職員採用試験(民間企業等経験者対象)の採用候補者の決定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

### 【説明】

#### ① 実施結果

受験者数等

職種	採用予定者数	申込者数	第1次試験 受験者数 (A)	第1次試験 合格者数	第2次試験 受験者数	採用候補者数 (B)	受験競争率 (A/B)
	名程度	名	名	名	名	名	倍
事務	5	353 (63)	231 (45)	37 (7)	35 (7)	5	(1) 46.2
土木	7	40 (0)	24 (0)	19 (0)	19 (0)	7	(0) 3.4
合計	12	393 (63)	255 (45)	56 (7)	54 (7)	12	(1) 21.3

※採用予定者数は、平成23年8月26日現在のもの。

※表中の ( ) は女性の内数。

② 試験日程

第1次試験	試験日	6月26日(日)
	試験会場	鳥取会場：鳥取大学共通教育棟 米子会場：鳥取大学医学部講義・実習棟 東京会場：国士舘大学世田谷校舎6号館 大阪会場：大阪経済大学B館
	試験種目	【事務】 教養試験(多肢選択式)、論文試験、適性検査 【土木】 教養試験(多肢選択式)、専門試験(多肢選択式)、論文試験、適性検査 ※ 論文試験、適性検査の評価等は第2次試験で実施
	合格者発表日	7月11日(月)
第2次試験	試験日	7月30日(土)、31日(日)
	試験会場	県庁会議室
	試験種目	人物試験(個別面接)、専門試験(口述式)
	採用候補者発表日	8月26日(金)

- ③ 採用予定時期 平成24年4月1日  
(ただし、欠員の状況等によってはそれ以前に採用されることもある。)

5 議案第3号  
解雇予告の除外認定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

6 議案第4号  
職務に専念する義務の免除について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

教育委員会から職員の職務に専念する義務の免除について以下のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認しようとするもの。

○職員が国際スポーツクライミング連盟の主催する世界ユース選手権大会に日本ユース代表コーチとして参加する場合

① 承認期間  
参加日程(8月23日から同月30日まで)のうち勤務を要する日

② 根拠法令  
職務に専念する義務の特例に関する規則  
(義務免除)  
第2条 条例第2条第3号に規定する人事委員会が定める場合及びその期間は、次の表のとおりとする。

14 前各号に掲げるもののほか、人事委員会が必要と認める場合	必	その都度必要と認める期間
--------------------------------	---	--------------

- ③ 承認理由
- ・当該職員は、鳥取中央育英高等学校に山岳部を創設し、国民体育大会少年女子縦走競技で3年連続優勝を果たすなど数多くの大会で監督として優秀な成績をあげており、そうした優れた指導実績が高く評価され、日本ユース代表チームのコーチ、日本オリンピック委員会強化スタッフを務めている。
  - ・今回も指導実績が高く評価され、指導技術のより一層の向上を図るため、社団法人日本山岳協会か

- ら日本ユース代表チームのコーチとして派遣依頼を受けたものである。
- ・日本ユース代表コーチとして世界ユース選手権大会に参加することは、選手としての出場と同様、競技レベルの向上についてはスポーツ振興に資するものと認められる。
  - ・よって、法令の趣旨、過去に当委員会が承認した事例等を勘案すれば、本件は、職務に専念する義務を免除されることができるとして取り扱うことが適当である。
  - ・なお、申請が遅れたことにより、参加日程のうち8月23日から同月26日までの期間は既に経過してしまっている。この期間については、本来承認されるべきものではないが、申請の遅延に関しては本人の責めに帰すべきでない特別の事情もあり、このことによる不利益を本人のみに負わせることは適当でないと思料されるため、承認の効力を参加日程当初まで遡っても差し支えないものとする。

(参考) 過去に承認した類似の事例

平成12年3月、4月に韓国釜山で開催される第6回アジア水泳選手権大会に役員(コーチ)として参加する場合

⑤ 承認日  
議決日

【質 疑】

事務局

本件を踏まえ、過去の個別承認の事例等を参考に、本件と同様の事案について、包括承認に向けて整理したいと考えている。

委 員

これまでもオリンピック等について包括承認を認めてきている。それらの案件と比べて今回の事案はどういう位置づけになるのか。

事務局

これまで承認してきている事案と同様で、日本山岳協会はJOC加盟団体であり、クライミングについてオリンピック種目ではないが、種目化を目指しているところと認識している。

委 員

職務専念義務の免除の包括承認としてどこまで認めておく必要があるのか注意を要する。勤務していないのに給料が支給されることから、県民目線に立って、厳しめに考えることとなる。

これまでJOC加盟団体の主催で、今のところ選手としてのものを認めてきているが、JOC加盟団体の主催によるもののコーチという点、承認した数としては限られるのでは。どの程度になるのか。

事務局

どの程度になるかこれから整理しようとするところ。

委 員

本議案に類する件についての今後の整理については、こういった案件が多いものとは考えられないし、包括承認とするのには慎重になるべきで、今の感触としては今までどおり個別に承認すべきかと考えるが。

事務局

今回の個別承認とは別に、規則2条4号の運用として、同様の事例が各任命権者にあるのではないかの考えから、現在、当該4号で任命権者において認めた事例を収集しているところ。これらを見て、包括的に整理可能であれば、事前に委員会で相談した上で付議したい。

参考までに、今回の事案では、世界ユース選手権大会のほかに、学校から、ボルダリングワールドカップミュンヘン大会へのコーチとしての参加という職専免の申請もあった。

これは、競技力向上の目的で参加したものであり、また期間も既に経過しているもので、職専免の申請の対象とはならないものと判断した。日本代表としての出場等でなく、単に経験を積むための出場では職専免を拡大すべきではないと考えている。

委 員

通知のなお書きの意図は、学校の処理が遅いから、ということで記載したものか。

事務局

それに加えて、今回の事案を踏まえて、職専免の範囲について広く解しすぎることがないように適切に取り扱っていただきたいという趣旨。

委員

審判として参加する場合も認めているのか。

事務局

第14号は選手のみ。審判については、これまでの解釈・運用で、4号の審査に該当するものとして職専免を認めている。

委員

この件については、後で問題が起きないように、整理しておいた方がよい。

7 次回の人事委員会の開催
---------------

平成23年9月1日（木）午前10時から開催することとした。